

一般会計予算決算常任委員会  
総務文教分科会記録

平成30年12月5日

【開催日】 平成30年12月5日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時30分～午後3時52分

【出席委員】

分科会長	河野 朋子	副分科会長	伊場 勇
委員	笹木 慶之	委員	高松 秀樹
委員	長谷川 知司	委員	宮本 政志
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	芳 司 修 重	人事課長	辻 村 征 宏
人事課課長補佐	光 井 誠 司	人事課人事係長	室 本 祐
人事課給与係長	林 善 行	税務課長	石 田 恵 子
税務課課長補佐	伊與木 登	税務課主査兼市民税係長	西 田 実穂加
税務課収納係長	畑 中 徳 行	企画部長	清 水 保
企画部次長兼財政課長	篠 原 正 裕	財政課主幹	梅 田 智 幸
財政課調整係長	鈴 木 一 史	地域振興部長	川 地 諭
シティセールス課長	吉 井 明 生	シティセールス課課長補佐	大 井 康 司
シティセールス課主査兼地域政策係長	原 田 貴 順	文化振興課長	長 井 由美子
文化振興課主幹	渡 邊 俊 浩	スポーツ振興課長	矢 野 徹
スポーツ振興課主査	熊 野 貴 史	教育長	宮 内 茂 則
教育部長	尾 山 邦 彦	教育総務課長	吉 岡 忠 司
教育総務課課長補佐兼総務係長	矢 野 亜希子	教育総務課学校施設係長	若 松 宗 徳
学校教育課長	三 輪 孝 行	学校教育課主幹	真 鍋 伸 明
学校教育課主幹	麻 野 秀 明	学校教育課指導係長	升 谷 哲 也

社会教育課長	河上雄治	社会教育課課長補佐兼青少年係長	池田哲也
社会教育課公民館係長	柿並健吾	選挙管理委員会事務局長	白石俊之
選挙管理委員会事務局主査	松本啓嗣		

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係長	中村潤之介
------	-----	------	-------

【付議事項】

- 1 議案第91号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）について
- 2 議案第90号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について

（総務文教分科会所管分）

---

午前11時30分 開会

---

河野朋子分科会長 ただいまから、一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開会いたします。審査内容はまず議案第91号の一般会計補正予算（第6回）について審査をしますのでお願いします。それでは執行部から説明をお願いします。

石田税務課長 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）について、税務課から御説明します。補正予算書の12、13ページと、お手元のA4横の資料、右上のタイトルが議案第91号参考資料（税務課）となっているものを御覧ください。1款市税、1項市民税、2目法人について、1億2,000万円増額補正し、補正後の予算額を10億5,939万8,000円とするものです。内訳は、1節現年課税分で法人税割を1億2,000万円の増額としています。法人税割の平成30年度の当初予算額については、市内主要法人の経理担当者からの聞き取り調査や、主要法人が公表する昨年9月末時点の業績予想などから、前

年度当初予算額と比べて8,111万6,000円、約12%の増収を見込んで、7億5,715万5,000円としていましたが、市内主要法人の一部の企業で業績が好調であったことから、1億2,000万円の増額補正を行うものです。税務課からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

篠原企画部次長兼財政課長 それでは、歳入の一般財源について説明をします。議案の16ページ、17ページをお開きください。18款1項1目1節の財政調整基金繰入金については、このたびの補正予算の財源調整として、2億1,903万2,000円を減額計上しています。次に、19款1項1目1節前年度繰越金については、9月議会において、平成29年度一般会計決算の認定を受けましたので、その歳計剰余金4億1,869万1,000円を処分するものであり、3億8,869万1,000円を増額計上しております。以上が、このたびの平成30年度一般会計補正予算（第6回）の歳入のうち、総務文教分科会に係る一般財源についての説明です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 歳入に係る説明が終わりましたので、ここで質疑を受けたと思います。質疑はありませんか。

高松秀樹委員 市内主要法人という言葉が使われたんですが、これは具体的にはどういうことになるのでしょうか。

石田税務課長 市内の主要法人ですが、これは資本金等を勘案しまして15社ほど税務課の中で出しまして、その動向を見て今回の補正に至りました。

高松秀樹委員 資本金などを勘案しましてということなんですけれど、資本金幾ら以上というのがあるんですか。

石田税務課長 法人の振り分けとしまして、1号法人から9号法人までありま

す。その6号法人以上の中からの数社抽出しています。

河野朋子分科会長 まだ答弁が続きますか。

西田税務課主査兼市民税係長 先ほどの資本金額ですけれども、1億円を超えるものの中から選定をしています。

高松秀樹委員 すいません、分からないから質問させてもらいますけれども、1号法人から9号法人、6号法人以上とか言われましたけれども、まず、この1号法人とか2号法人というのはどういう区分けであるのかということと、6号法人以上とは6、7、8、9なのか6、5、4、3、2、1なのか。

石田税務課長 この法人の区分けですけれども、資本金等の額と従業員の数等から決まっております。資本金等の額が50億円超えのもので、50人以上の従業員の方がいらっしゃる企業が9号法人になります。このように資本金等の額と従業員の数等で9号から1号まで法人の区分けが設けられておりまして、ちなみに1号法人というのが資本金等の額が1,000万円以下で従業員の数が50人以下のものになっています。6号法人以上の中から抽出している理由としては、法人税額も多く、変動の影響も大きく受ける、ある程度大手の企業を抽出し、動向を見るためです。

笹木慶之委員 聞き取り調査されたと聞いたんですが、どういう方法で調査をしておられますか。

石田税務課長 聞き取り調査というのは、今回の補正に伴う聞き取り調査ということでしょうか。それとも当初予算を算出する際の聞き取り調査のことでしょうか。

笹木慶之委員 いずれにしても、税務課からの企業への聞き取りの手法です。

石田税務課長　ちなみに、予算立てするときの企業への聞き取りですが、文書でお送りする形を取ったり、企業の経理担当者の方に直接電話をして状況を確認したりしています。それと併せて決算短信等の状況も踏まえて予算等を作成するようにしています。

笹木慶之委員　参考に申し上げておきますけれど、企業さんのほうで文書による聞き取りというのは大変失礼だという意見があることを御存じでしょうか。

石田税務課長　このたび、私が税務課に参りまして、文書でお送りして回答していただけるものと思っておりましたが、なかなか文書回答が難しいという反応を直に、来年度の予算立てをする中で報告等は受けております。なかなか、企業側からすると、文書で送って文書で返すことの重大さや難しさというか、そういうものもありますので、相手の企業の方の御負担にならない範囲で動向等を踏まえるようにしたいと思っていますところでは。

笹木慶之委員　決算短信のことはこれいいんですけど、企業さんへの対応についてはしっかりよく考えて対応されないと。私事になりますが随分前ですけど担当課のほうでされてお断りに歩いたことがあります。それは、経営者によっては何でそんなことをせんにゃいけんのかという、それだったら足を運んで会社全体の事を聞いてくださいよと。ただ何でそこだけつまんで取るんですかと非常に神経質に思っておられる方がおられますから、やはり企業活動は大事ですから、そのところは配慮した対応されたほうがいいということを申し上げておきたいと思います。

河野朋子分科会長　ほかに質疑はよろしいですか。歳入について。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、歳入についての質疑を終わり、歳出に係る説明をお願いします。

辻村人事課長 私からは、人件費全般について説明させていただきます。議案第91号平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算(第6回)のうち、人件費全般について御説明させていただきます。一般会計補正予算(人件費関係)説明資料3ページ目、総計のところですか。このたびの人件費の補正は、人事異動に伴う調整と決算を見込んでの給与等の調整を反映したものです。一般会計全体では1,143万5,000円を減額し、補正後の額を39億6,186万5,000円とするものです。費目ごとの補正額の内訳は、2節給料については、5,719万1,000円を減額するもので、主な要因は、育児休業等に係る給料の減額等によるものです。3節職員手当等については、7,369万9,000円を増額するもので、主な要因としては、今年度の早期退職者分の退職手当の増と時間外勤務手当の増によるものです。次に、4節共済費については、1,795万7,000円を減額するもので、要因としては、育児休業等による事業主負担額の減額等によるものです。次に7節賃金については、臨時職員の勤務実績から993万3,000円を減額するものです。最後に19節職員福祉費については、5万3,000円を減額するもので、人事異動に伴う調整です。説明は以上です。

河野朋子分科会長 はい、人件費に係る説明を受けましたので、ここの部分について質疑を受けます。質疑はありますか。

森山喜久委員 臨時さんの賃金が下がっている部分ですけど、実際、今職員、正規職員にしても臨時職員にしてもちょっと人数が足りていないという話を聞きはするんですけど、このたびちょっとこのような形で減額されても、人間的な部分とか配置には問題がないのかどうか。(「済みません、もう一度」と呼ぶ者あり)今回、職場によっては臨時の要望とかあったと思うんですけど、今回は減額される部分がありますが、そういった要望には十分応えられるかどうかを確認させてください。

辻村人事課長 足りないところについては、一応補充はするという前提も含めまして、予算を確保した上での予算措置です。

笹木慶之委員 職員手当が全体的に増えていますよね。これを見てみると、そのうちの退職手当が主な原因だと思うんですが、これは当初予測したよりも急なというか突然の退職が出たんでしょうか。

辻村人事課長 退職手当につきましては、定年退職以外、今年度早期退職者が4名、普通退職が1名おりますので、これらの要因で約8,500万円退職手当は増となっております。

笹木慶之委員 余計なことを聞くようですが、あんまり定数管理のほうに入っちゃいけないと思いますけれども、早期が4人ともう一人で5人ですね。定年退職以外に5人ということで、これは定数管理上、採用との関係は十分配慮されていますかね。

辻村人事課長 早期退職については早めに意思を確認しておりますので、採用の部分において不足分については追加というかその分だけ採用を増やしております。普通退職についてはちょっと今の時点では補充ができていません。

河野朋子分科会長 ほかに人件費に係るところで、質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳入に係るところの質疑、それから今の人件費に係るところの質疑について、審査番号1番について終わりたいと思います。お疲れ様です。

---

午前11時46分 休憩

---

---

午前11時50分 再開

---



河野朋子分科会長 それでは、引き続き分科会を継続します。審査番号の2番について審査をします。それでは執行部の説明をお願いします。

篠原企画部次長兼財政課長 議案の20ページ、21ページをお開きください。

2款1項8目財産管理費の25節積立金において、財政調整基金積立金を2億6,923万3,000円、退職手当基金積立金を7,000万円、ふるさと支援基金積立金を7,104万2,000円、それぞれ増額計上しています。財政調整基金積立金の2億6,923万3,000円のうち、2億1,000万円については、平成29年度一般会計決算におけます歳計剰余金の処分としまして積立てを行うものです。残りの5,923万3,000円は、2款7項1目大学費の校舎建設に係る工事請負費等の減額計上、議案の30ページ、31ページに補正予算として計上していますが、この工事請負費の減額計上に関連して減額となります一般財源を積み立てるものです。これは、平成29年度以前に、薬学部校舎建設事業費の一般財源分として、財政調整基金から繰り入れたものを、積み戻すものです。このたびの補正によりまして、財政調整基金の予算上の残高は、36億705万7,000円となります。次に、退職手当基金積立金については、7,000万円を計上しています。これは、将来の退職手当の原資とするために積み立てるものであり、補正後の残高は、7億3,757万7,000円となります。ふるさと支援基金積立金については、7,104万2,000円を増額計上しています。特定財源としまして、歳入になります。14ページ、15ページの下段の17款1項4目1節総務費寄附金7,239万2,000円のうち、7,104万2,000円を積み立てるものです。財政課からは以上です。

吉井シティセールス課長 予算書の20ページをお開きください。シティセールス課から、2款1項10目地域振興費、108万2,000円の補正について説明します。補正前の額5,849万5,000円に対し、補正後の額は5,957万7,000円となります。補正の財源内訳とし

ましては、諸収入、これはピンバッジ売払金としておりますけれども2万円、残る106万2,000円は一般財源となります。まず、予算書の21ページを御覧ください。11節需用費108万2,000円の補正の内訳は、スマイルプランナー登録制度の運用開始に備え、登録者に配付する登録証の製作費として消耗品費86万6,000円のうち45万4,000円を、スマイルシティのPR用ピンバッジの製作費として41万2,000円を、また制度の詳細等を記載した登録の手引の製作費として印刷製本費21万6,000円を計上しています。このスマイルプランナーですが、5月に策定しました「シティセールス推進指針」に基づくもので、シティセールスの取組によって“本市のファン”となられた方々に登録していただき、市とスマイルプランナー、あるいはスマイルプランナー同士が相互に連携しながら、シティセールスを初め、まちづくりの様々な分野での取組を円滑に展開していただくためのものです。詳細はお手元にお配りした資料を御覧ください。また、スマイルシティのPR用ピンバッジですが、9月に公表しましたPRロゴマークが高評価を頂いておりまして、市としましても職員の名刺やのぼり旗、バックボード、缶バッジなどを活用して普及啓発に取り組んでいるところでありますが、これを更に進めるためのツールとしてピンバッジを製作し、一個200円で有償頒布いたします。なお、先ほど御説明しましたスマイルプランナーに登録された方には、無料でお配りすることとしています。次に、17ページを御覧ください。2節総務費雑入2万円は全て物品売払金であり、ピンバッジ売払金を計上しています。ピンバッジのデザインについては、お手元の資料のとおりであり、ほぼ原寸大のものです。発注から納品まで5、6週間掛かり、有償頒布を開始しても年度末まで約1か月ちょっとということもありますので、当面100個の頒布を見込んでいます。以上、よろしくお願ひします。

矢野スポーツ振興課長 それでは、予算書の20ページ、21ページをお開きください。27目スポーツ施設費、補正前の額5,303万8,000円を40万円ほど補正しまして、補正後の額5,343万8,000円

とするものです。続いて、22、23ページにあります補正については、18節備品購入費で40万円を計上しています。こちらは、20ページ、21ページにあります寄附金35万円の御寄附を頂いたところから、それに充てて備品を購入するものです。寄附の目的としましては、青少年の健全育成会、主にスポーツ振興へということで御寄附を頂いたものであり、購入としましてはミスト発生器を予定しています。歳入については、15ページをお開きください。17款の総務費寄附金の7,239万2,000円の中に含まれているものになります。説明については以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

石田税務課長 補正予算書の22、23ページをお開きください。2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料について、1,054万円減額補正し、補正後の予算額を1,637万8,000円とするものです。内訳としては、固定資産総合鑑定評価業務委託料を602万6,000円、システム開発委託料を451万4,000円減額しています。まず、固定資産総合鑑定評価業務委託料ですが、当該業務は3年ごとの土地の評価替えに準じ、入札にて業者決定を行っています。3か年の長期継続契約をしていますが、次回平成33年度の評価替えに向けて、平成30年度から平成33年度の契約を締結したところ、入札減により不用額が生じたため、602万6,000円減額するものです。次にシステム開発委託料ですが、これは、平成31年10月からの稼働を予定しています。まず地方税共通納税システムの導入準備に伴う委託料で、平成30年度中にシステム導入に向けての準備を全て行うような計画でしたが、国から示される構築スケジュールの変更により、平成30年度、平成31年度の2か年での整備となり、平成30年度の予算に不用額が生じたため、451万4,000円減額するものです。税務課からの説明は以上です。

白石選挙管理委員会事務局長 4項選挙費について御説明します。24ページ、25ページをお開きください。1目選挙管理委員会費の補正は、4月1日の人事異動に伴う職員の給与費等の調整ですので、説明は省略します。

26 ページ、27 ページ、3 目県議会議員選挙費を、補正前984万4,000円を367万6,000円増額し、補正後1,352万円とするものです。このたびの補正は、山口県議会議員一般選挙について、当初予算では、告示日を平成31年4月5日、投・開票日を4月14日の日曜日で想定し、執行経費を平成30年度、31年度に振り分けていましたが、現在開会中の第197回国会において審議中の「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案」で、統一地方選挙の執行日を都道府県及び指定都市の議会の議員及び長については、4月7日の第1日曜日とされており、当初、31年度に予定していました告示日に行う立候補者の受付や期日前投票が平成30年度から始まることなど、選挙事務執行のスケジュールが前倒しとなり、期日前投票に要する経費や委託料等について予算不足が生じるため、所要の増額を行うものです。内訳について御説明します。1 節報酬9万2,000円は、選挙長、期日前投票の投票立会人、不在者投票外部立会人の委員報酬です。3 節職員手当等の73万1,000円は、選挙の準備及び期日前投票事務の時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当の増額分です。11 節需用費の燃料費1万円は、街宣車両のガソリン代、印刷製本費14万円は、市広報の選挙啓発に関する部分の印刷費です。12 節役務費の通信運搬費167万2,000円は投票所入場券の郵送料です。13 節委託料の人材派遣委託料69万2,000円は、選挙事務の補助及び期日前投票事務に要する増額分です。14 節使用料及び賃借料の物品借上料33万9,000円は、ポスター掲示場賃借料の繰上げ分と個人演説会場使用料です。これに要する財源ですが、県の選挙に要する経費であり、当初全額、県支出金を充てていましたが、県より平成30年度分の県議会議員選挙事務費は、執行経費の概算額の30%を交付するとの内示がありましたので、349万9,000円を減額、不足する財源分717万5,000円を一般財源で充てることとしています。最終的には平成31年度の県支出金で調整されます。4 目漁業調整委員選挙費を、補正前123万円を119万3,000円減額し、補正後3万7,000円とするものです。このたびの補正は、山口県瀬戸

内海海区漁業調整委員会委員に欠員が生じたため、補欠選挙を平成30年7月17日告示、7月26日投票日で行うこととなり、必要経費を6月議会で補正予算を計上しましたが、候補者の数が選挙すべき定数である一人と同じであったため無投票当選となり、当初予定の執行経費に不用額が生じたので減額するものです。執行しました3万7,000円の内訳は、7節賃金の臨時雇賃金2万円。これは告示日の選挙事務説明会分、11節需用費の消耗品費は、1,058円。これは入場券用のはがきの用紙代です。12節役務費1万4,450円は、入場券の郵送料で、これに要する財源は、全額、県支出金で、119万3,000円の減額となります。次に、歳入について御説明します。14ページ、15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費県委託金、469万2,000円の減額は、歳出の特定財源で説明しましたとおり、県議会議員選挙事務費を349万9,000円減額、漁業調整委員選挙事務費119万3,000円の減額となっています。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 それでは(2)の債務負担行為について、説明をお願いします。

長井文化振興課長 7ページにありますとおり、きららガラス未来館指定管理者委託料、平成31年度から平成35年度分としまして、1億6,448万1,000円を挙げています。内訳は、平成31年度分が3,265万6,400円です。毎年、4月、7月、10月、1月に指定管理料を支払いますので、4月分と7月分は消費税等を8%、10月以降の支払については10%で計算しています。平成32年度から平成35年度までは、各年3,295万6,000円となっていますので、5年間の合計で1億6,448万1,000円を計上しています。

矢野スポーツ振興課長 体育施設指定管理者委託料は、平成31年度から平成35年度までの5年間で、限度額は2億2,754万5,000円です。平成31年4月から9月までは税率8%、平成31年10月から平成

36年3月までは税率10%ということで、単年度としましては4,517万7,230円、平成32年度から平成35年度については、税率10%で計上しています。

河野朋子分科会長 以上で説明が全て終わりましたので、審査番号2に係る質疑を受けたいと思います。

笹木慶之委員 歳入についてです。総務費の寄附金7,239万2,000円となっていますが、おおよその内訳を教えてください。

芳司総務部長 予算書の15ページ、総務費寄附金7,239万2,000円ですが、このうち特に大きい部分として7,104万2,000円については、既に亡くなられた方からの遺贈になります。この方については、これまでも複数回にわたりまして御寄附を頂いていたわけですが、今回の御逝去に伴いましてその遺産の処理に当たって、弁護士を通じて本市へ遺贈するとの申出がありましたので、これを受けたという内容のもので、そのほか35万円が青少年育成、特にスポーツ関係でということ。それとあと100万円につきましては、理科大の薬学部開設に伴い、その発展に生かしてほしいということで御寄附を頂いたもので、合わせて3件ということで御理解いただきたいと思います。

高松秀樹委員 ミスト発生器を購入したいということですが、ミスト発生器をどこに設置するのかということと、なぜミスト発生器を購入したいという話になったのか教えてください。

矢野スポーツ振興課長 ミスト発生器の選定の理由としましては、昨今の熱中症対策の一環として何かできることはないだろうかということで、特に屋外スポーツ施設がたくさんありますので、とはいえその全てを網羅することは1台では到底無理なんですけど、スポーツをする場所に設置をして熱中症を少しでも緩和したいという考えがあります。そしてミスト発

生器なんですけど、設置型ではなくて可動式、移動式のみスト発生器を考  
えておりまして、スポーツ振興課で管理しますが、各運動広場等々の施  
設での設置、使用が可能な状態とすることができます。

高松秀樹委員 1台でこの価格ですか。

矢野スポーツ振興課長 1台での価格になります。

伊場勇副分科会長 ミスト発生器の使用についてですけども、スポーツだけ  
ですか。各イベントとか、真夏にやられることもあると思うんですけども。

矢野スポーツ振興課長 一応、スポーツ振興課の所管ですが、スポーツ行事等  
がなければ、一般のイベント等でも各課で希望があれば使用していただ  
いても構わないなと思っています。

笹木慶之委員 21ページですが、積立金の中で、さつきふるさと支援基金積  
立金の予算ベースでの残高の数値を言われなかったんですが、幾らにな  
っていますか。

篠原企画部次長兼財政課長 申し訳ありません、抜けておりました。ふるさと  
支援基金の補正後の残高としましては、1億3,244万5,000円  
となります。

笹木慶之委員 これは基金条例を見れば分かるんですが、手元がないんで教え  
ていただきたいと思いますが、これの充て方というかおおよそどんなと  
ころというところは、今すぐお答えできますか。取崩しの場合。

篠原企画部次長兼財政課長 ふるさと支援基金に積み立てる原資となるものと  
しましては、ふるさと納税で頂いているもの等々があります。この寄附

された方の御意向といたしますか、その寄附の意向に沿った形でまた予算のときに財源として取り崩して充当していくこととしております。

笹木慶之委員 現残高1億3,244万5,000円ということなんですが、いわゆる納税者にすれば、やはりある程度、もちろんそれを基金として積み立てるということも大事なんですが、やはり成果を早く求めたいという方もおられると思うんです。その辺のところの判断というか、もちろん予算計上しながらということでしょうが、それは相手方の意思は伝わっているのでしょうか。寄附者のほうからこういうことに使ってほしいという項目が出ますよね。ただ、早く使ってほしいということをおられる方がおられるんですよ、目に見えんじゃないかということをおね。だから、その辺がどう評価されているのかなというのがちょっと気になったんで、お尋ねするんですが。

篠原企画部次長兼財政課長 これは予算編成の段階の財源の充当になりますが、基本的には前年度に御寄附を頂いたものについて、翌年度に取り崩してまた充当としていくというサイクルでやっております。全てが全てではありませんけれども、可能な範囲でなるべく早めに活用していくこととしております。

笹木慶之委員 最後にもう一点。平成30年度におけるふるさと納税の額は分かりますか。まだ分かりますか。まだ分らんかな。

篠原企画部次長兼財政課長 今、手持ちがないんですけど。

笹木慶之委員 かなり増えていますかね。

川地地域振興部長 ふるさと納税を集める部署は地域振興部でございます。

11月末現在でいきますと、対前年度が3,800万円だったんで、それを多少は上回るぐらいです。最初のほうはかなり減額だったんですけど



れど、この10月、11月で対前年度より若干増えています。総額で今のところ去年を上回るぐらいの状況となります。

笹木慶之委員 一般質問でも続きをやるんですけど、先ほど税収の増加の件がありました。これは皆さん御存じのとおり、75%は交付税の関係があってメリットはないですね。1億円あったら2,500万円しかない。ところが、ふるさと納税は交付税との関係がないから、丸々あるわけ。ところが、返礼品の部分を引いた後の残りは全部残ってきますから、これに力を入れられんにゃいけないんじゃないかなと思うことと、即効力のある財源として使うということを寄附者は考えておられるということがありますので、今日はそこのところは置いておきますが、また続きはやります。

河野朋子分科会長 続きはまだ別のステージでやってもらうとして、この部分に関しての質疑があれば。大分、超過して申し訳ないですけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、審査番号2番は終了したということで、分科会を休憩したいと思います。午後は委員会の再開が1時となりますので、委員の皆さん御協力をよろしくお願いします。

---

午後0時17分 休憩

---

---

午後2時20分 再開

---

河野朋子分科会長 それではただいまから一般会計予算決算常任委員会の総務文教分科会を再開いたします。午前中の引き続きですが、審査番号3番から審査をしますのでよろしくお願いします。それでは、歳出に係る説明について、順次、執行部の説明をお願いします。

吉岡教育総務課長 それでは、補正予算書の68、69ページをお開きください。教育総務課分について御説明させていただきます。このたびの補正

については、教育委員会の事業活動に伴って排出された産業廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処分に要する業務の委託料を計上しています。今年度、環境衛生センターから、教育委員会の各施設から排出される事業系一般廃棄物——紙ごみ、木くず等——以外のごみを持ち込むことがないようにとの指導を受け、現在、廃棄物が倉庫や空き教室などため込まれた状況となっています。特に、各小中学校における廃棄物は相当な量となっており、置き場所の確保に大変苦慮している状況です。これまで、教育委員会で具体的に各施設にどのような廃棄物があるのかを調査をしておらず、処分等に掛かる予算の計上はしていませんでした。今年度、各学校より相談が相次ぎ、早急に対応することが必要と考え、補正予算として計上させていただくものです。なお、来年度の処分費等に関しましては、当初予算に計上させていただく予定としています。予算書の10款2項1目13節の委託料157万円が、小学校の処分委託料です。3項1目13節の委託料73万9,000円が、中学校の処分委託料です。合計で230万9,000円となります。説明は以上です。

三輪学校教育課長 68、69ページをお開きください。上段の10款2項2目11節消耗品費6万円と10款3項2目11節消耗品費4万円の合わせて10万円の増額は、華道家元池坊小野田支部からの寄附10万円の趣意に基づき、児童生徒が花に親しむための花器などの購入費用に充てるものです。寄附金の配分は、華道の御指導をいただいた有帆小学校、小野田小学校、津布田小学校、高千帆中学校、小野田中学校の3小2中にそれぞれ2万円ずつとしています。次に、10款2項2目18節図書購入費2万円の増額は、市民からの寄附2万円の趣意に基づき、小学校に図書を整備するものです。寄附金の配分は、高千帆小学校、津布田小学校にそれぞれ1万円ずつとしています。特定財源について御説明しますので、14、15ページをお開きください。寄附金合計12万円のうち、今年度に頂いたのは11万円で、下段の17款1項2目1節教育費寄附金に計上しております。残る1万円については、今年の2月上旬に頂いていまして、平成29年度の会計年度に寄附金として歳入処理して

おり、今回の補正では一般財源になっています。以上です。

河上社会教育課長 72ページ、73ページをお開きください。10款5項5目きらら交流館費11節需用費について御説明申し上げます。山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の浴室用のボイラーは2機設置してありますが、使用開始から17年経過していきまして、耐用年数の13年を超えている状況です。そのため、2号機が昨年11月にバーナーに点火しない状況となり、オーバーホールを行ったところです。1号機においてもボイラーの老朽化に伴い、循環ポンプ交換等の小規模な故障が発生し、供給する湯の温度も低めになっていることから、メンテナンス会社からも早急なオーバーホールが必要と言われています。このため、今回の補正については、利用者に安全で安定的な浴室サービスを提供するため、1号機のオーバーホールの費用として、修繕料を456万円増額するものです。教育費については以上です。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

河野朋子分科会長 歳出に係るところは全部終わりました。債務負担行為に係る説明をお願いします。

河上社会教育課長 7ページをお開きください。債務負担行為補正、きらら交流館指定管理者委託料について御説明申し上げます。山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理については、指定管理期間が平成31年3月末をもって満了となるため、次の管理者について管理者を募集したところ、現在の管理者である富士商株式会社1者のみの応募があり、指定管理者選定委員会において審査した結果、引き続き同社が候補者として決定し、平成31年4月1日から平成32年度末までの2か年の指定管理委託料6,592万9,000円としています。指定管理料の内訳については、平成31年度税込みで3,281万3,890円、平成32年度は税込みで3,311万4,936円としています。以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

河野朋子分科会長　これで、歳出に係る説明が全て終わりましたので、今説明を受けたところについて、委員から質疑を受けます。

高松秀樹委員　先ほども質疑をしたんですが、69ページの廃棄物処分業務委託料、小学校と中学校それぞれ出ていますが、これはいつから委託をする予定でしょうか。

吉岡教育総務課長　この補正予算分については、最終日の成立を待って契約をしたいと考えております。

高松秀樹委員　御存じのように、10月1日付けで環境衛生センターは事業系一般廃棄物を一切引き取らないという文書を出しています、市内事業者宛てに。何で学校はこうやっていまだに環境衛生センターが。今取りに来ていますよね。そうしたら、今も、それとも置いているんですか。置きっ放し。それともまだ取りに来ていますか。なんでそこが統一できないのかなと思って。今まで産業廃棄物を環境衛生センターが取りに来よったんですか。

河野朋子分科会長　もうちょっと、この辺の詳しい説明が分からなかったのもその辺りも。

吉岡教育総務課長　このたびの補正については、いわゆる産業廃棄物の処分ということですが、これまでは学校の職員がセンターに持ち込んで引き取っていただいていたということです。

高松秀樹委員　産業廃棄物は、環境衛生センターは引き取らないんです。つまりこれは産業廃棄物ではないんじゃないんですか。

尾山教育部長　これは環境課から聞いたことですが、廃棄物の処理及び清掃に

関する法律第11条第2項に、こう書いてあります。「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる」という一文がありまして、この一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物、これを通称あわせ廃棄物というそうなんです、そういう視点で引き取っておったというようなことです。

高松秀樹委員 具体的に、ここにある廃棄物とはいったいどういうものですか。

吉岡教育総務課長 具体的には児童・生徒用の机、椅子、蛍光灯、テントの足、一輪車、傘等、学校において使用できなくなったものです。

高松秀樹委員 僕は事業所と一般家庭と分けるんですが、学校というのは、行政の場合どういう扱いになるんですか。

尾山教育部長 これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の解釈によりますから、教育委員会で厳密な解釈がどうかと、御質問については専門知識がないものですからお答えしかねます。ただ、その辺の認識が、曖昧だったということだと受け止めています。市が、どうあるべきかというところで認識が不足しておったということだと思います。

高松秀樹委員 紙ごみは、これはどういうふうに。今までどおり処理をするという、環境衛生センターが取りに来るという説明で良かったんですか。

吉岡教育総務課長 紙ごみ、いわゆる事業系一般廃棄物については、これまでどおり環境衛生センターで収集ということです。

高松秀樹委員 事業系一般廃棄物というのは、環境衛生センターが収集しないと僕は認識しているんですけど、それはどうなのか。ちょっと違うん

ですか、僕の認識が。

吉岡教育総務課長 説明不足で申し訳ありません。これは環境衛生センター、今おっしゃるとおり基本的にはセンターに持ち込むのが原則と聞いております。ただ、この学校の関係については、センターの職員いわゆる市の職員が回収してセンターに持ち込むということで、同じ扱いということで理解をしております。

高松秀樹委員 ということは、考え方は市関係の分は環境衛生センターが処理できるというふうに思っているんですね、今の説明だったら。行政関係の一般廃棄物については環境衛生センターが処理しますということでよろしいですね。

尾山教育部長 処理というよりは、回収・運搬のことではありませんでしょうか。多分そのことをおっしゃっているのかと、回収・運搬。市の公共施設にパッカー車で回収に行って、環境衛生センターまで運搬する。処理というのは、燃やしたり埋めたりすることを処理と言いますので。回収・運搬のことを。一般廃棄物の処理は、環境衛生センター一般廃棄物処分場ですのでできます。あとは、問題は回収・運搬です。事業所のごみというのは、基本的に事業所が責任を持って直接持ち込むか、あるいは回収運搬業者をお願いして運んでもらう、環境衛生センターまで。そういう仕組みのどちらかですが、市の公共施設については、例えば私どもが本庁のごみを自から環境衛生センターに運ぶ、これは市の職員として運びますので、環境衛生センターの職員も市の職員であるから、どちらがやっても市の職員であることに変わりがないので、環境衛生センターの職員で引き続きやっていただくというふうに解釈しております。

長谷川知司委員 今の産業廃棄物処分委託料ですが、これはどのような業者に委託して、最終的にはどこへ処分される予定かをお聞きします。

吉岡教育総務課長 市内業者に処分を依頼する予定にしています。その中で引き取っていただいて、例えば再利用ができるようなものについては、再利用をしていただくという考えでいます。

長谷川知司委員 市内の業者って、どのような種類の業者に委託される予定ですか。

尾山教育部長 今考えておりますのは、共英製鋼株式会社山口事業所で、東沖にあるメスキュードですね、注射器とかを焼いていますけれども、そこをお願いをするということにして、環境課に御心配をいただいているところですが、その会社を選ばれた理由が、一般的な廃棄物処理許可業者よりも処理費が安いということ。それから産業廃棄物に相当するものはほとんどそこで処理できる。それから産業廃棄物の処理とは言いながら、リサイクルを目的とした会社であるから、その上でふさわしいのではないかとということで選ばれています。

高松秀樹委員 先ほど何か机とかって言いよったじゃないですか。行政の分は環境衛生センターが回収して処分するんであれば、机とかって環境衛生センターが回収するというのは駄目なんですか。

尾山教育部長 事業所系一般廃棄物というのが、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ——食べ物のかす——ですね、それから動物の排せつ物、動物の死体ということで限定列挙されていまして、それが全て産業廃棄物と法律では位置付けられているので、机については産業廃棄物となると聞いています。

笹木慶之委員 69ページで、先ほど説明がありましたが、華道の家元さんから寄附があって、小学校3校と中学校2校ということで、これは指定されたんですか。

麻野学校教育課主幹 この5校については、先ほど説明がありましたように池坊小野田支部の方が指導に行かれている学校なんですけれども、その指導に行っている学校にということで頂いていますので、その5校が対象。ちなみに小学校については、特別活動の中のクラブの中で指導していただいております。中学校については、1校は部活動——華道クラブ——というのがあるそうです。もう一つについては、希望する生徒が参加して土曜日に行く土曜教室というのがあるそうです。そこで池坊小野田支部の方が指導していただいていますので、そちらの学校に配分するという事です。

笹木慶之委員 一般的に考えた時に、寄附者が学校指定というのは無理でしょう。普通は。例えば、私が寄附するのに厚狭小学校に寄附してくださいじゃなしに、通常、学校運営に寄附することになるんですよね。だけど今話を聞いてみると、指導に行っておられるところに花器がないから、早く言えば用意してくれという意味合いの寄附ですか。今二つ尋ねたんですが、まず一つは、寄附者が特定の学校を指定して寄附ができるんですかということ。無理と思うんですけれどね。だから、そうじゃなしに今さっき言ったように、一つの事業をやっている中で物品が不足しているからそこにそれを充てたと。たまたま財源でそれを充てたということじゃないんですか。

麻野学校教育課主幹 おっしゃられるとおり、物品がないからこちらに配分するというわけではありません。

笹木慶之委員 そうすると、寄附者が学校指定しちゃったわけ。

麻野学校教育課主幹 当初寄附を申し出られたときに、配分先を教育委員会と寄附者のほうで協議して、10万円ということでどうしましょうかという協議をして、指導している、訪問しているところに配分してくださいということになったと聞いております。



笹木慶之委員 もう一つは図書購入費の中で、2万円が高千帆と津布田となっていますが、これはどういうことで。

麻野学校教育課主幹 図書購入費の寄附については、この寄附者について従来から1万円ずつ定期的に寄附を頂いています。過去には、山陽地区・小野田地区で交互に配分してほしいという意向があったようなのですが、その後には今度はもうお任せするというので、どうするかを教育委員会の中で考えた結果、小学校から順番に山陽地区・小野田地区交互に1万円ずつの寄附を配分していこうと従来から決まっています。

笹木慶之委員 教育委員会の意思であれば全然問題ないわけで、それも順番ということなら問題ないと思いますから、金額が制限されておるから仕方ないと思います。もう一点。きらら交流館の件で修繕料が組んでありますが、ボイラーの改修ということで、先ほど指定管理者のところでも多少話があったんですが、今現在、お風呂は使っているんですか。支障なく使っているんですか。

河上社会教育課長 今現在、このボイラーは二つとも動いている状況でありますけれども、先ほども申し上げましたが、メンテナンス会社から、いつ故障するか、稼働しなくなるか分からない状況と言われておりますので、今回補正をさせていただきたいということです。

笹木慶之委員 心配したのは、事業が円滑に行われていないと困るからと思って、それならまたほかの方法もあるかと思いつつも、そういうことなら問題ないと思いますけれども、特に冬場を迎えて寒くなりますから、早く対応してあげると事業に支障があると思いますから。分かりました。

河野朋子分科会長 ほかにありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号3については終わりたいと思います。これで議

案第91号についての審査は全て終わったと思います。90号に入りますが、10分休憩します。

---

午後2時45分 休憩

---

---

午後2時55分 再開

---

河野朋子分科会長 それでは、休憩前に引き続き一般会計予算決算常任委員会の総務文教分科会を再開します。議案第90号平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について、審査を進めたいと思います。審査番号4番になりますので、執行部から説明をお願いします。

篠原企画部次長兼財政課長 それでは、議案第90号平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）におけます歳入の一般財源について説明します。補正予算書の7ページ、8ページをお開きください。18款1項1目1節の財政調整基金繰入金については、このたびの補正の財源調整として、2億1,727万4,000円を増額しています。このたびの補正予算（第5回）におけます補正後の財政調整基金の残高は、31億1,879万2,000円となります。以上が、このたびの補正の一般財源です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

吉岡教育総務課長 当初、エアコンの導入につきましては、9月議会で維持費の試算を含む導入調査委託料の補正予算を提出し議決をいただきましたが、併せて「エアコン設置を早急に実現すること」という附帯決議が議決されました。これを受けて、来年の夏までに間に合わせるという方針の下、1日でも早く工事に取り掛かれるよう努力し、このたび、小・中学校及び幼稚園の普通教室等にエアコンを導入する工事請負費等を計上しています。お配りしています資料を御覧ください。上から、小学校、中学校、幼稚園をそれぞれ学校別、教室の種類別に対象の教室数を一覧表にしています。設置予定の教室数は、現段階で来年度使用する予定の

教室数になります。併せて、補正予算書は9、10ページを御覧ください。10款2項3目15節工事請負費5億479万2,000円は、小学校の普通教室125室、特別支援教室31室、図書館その他が14教室で合計170室の工事請負費です。3項3目15節の2億3,749万2,000円は、中学校の普通教室55教室、特別支援教室13室、音楽室と図書室に11室で合計79室の工事請負費です。4項1目15節の1,350万円は、埴生幼稚園の保育室3室、事務室1室、給食室1室の合計5室の工事請負費です。合計で7億5,578万4,000円となりました。次に、補正予算書の3ページを御覧ください。今年度中に全ての工事を完了できる見込みがないため、このたびの補正予算全額を来年度に繰り越す設定をさせていただいています。次に、現在の埴生小への設置ですが、全員協議会で御説明させていただいたときは、リースで設置をしたいと御説明しましたが、機器の調達の関係ではほかの学校と導入の時期を合わせるため、購入に変更したいと考えております。購入したエアコンは、埴生小学校の解体に合わせて移設します。移設先は市内の残りの全小学校の音楽室を予定しています。最後に、早期議決のお願いです。平成31年7月に利用を開始するということを目標にやっています。そのためには、1日でも早く入札を執行し、施工業者と本契約を締結し、機器を発注することが重要となります。御存じのとおり、国の臨時交付金により全国の市町村が一斉にエアコンの整備に動き出している状況です。どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

河野朋子分科会長 説明が終わりましたので質疑を受けます。

笹木慶之委員 まず、歳入ですが、財源とすれば今ここに書いてある形になっているんですが、文科省の補助金との関係はこれからということでしょうけれど、その辺はどうなる見込みと計算しておられますか。

篠原企画部次長兼財政課長 今、議員御指摘のとおり、この空調機器の整備については、国の平成30年度補正予算のこの動きをみせた形での事業を

進めていくということで話が進んでいます。ただ、この12月補正を編成する中におきましては、まだ国から詳細な通知あるいはその記載の取扱い等がまだ示されていませんでしたので、このたびの補正予算においては、全て単独市費で従来の学校教育施設整備事業債という起債を使つての事業ということで補正を組んでいます。今後国から正式な通知等があれば、交付金なりの申請内示等があれば、きちっと次の補正において財源更正を行った後にお示しをすることにしています。

笹木慶之委員 おおむねの思いがあるわけで、一般的には75%がうんぬんと言われていますが、その辺はどう見込んでおられますか。現状で分かる範囲で結構です。

篠原企画部次長兼財政課長 財政課のほうから地方債の取扱いということで、今来ている情報でのお話になります。今後の国の補正予算の中で臨時整備特例交付金ということで文科省からの交付金が当たり、またその対象事業費については、地方の負担分について補正予算債ということで充当率100%で交付税の算入率が元利償還金の60%と今示されております。またその対象費を超える部分についても、資金手当として起債は充当率100%と有利な今情報が来ております。

吉岡教育総務課長 今回の関連で国の臨時交付金の関係です。11月の補正予算で臨時交付金ということで国から補助があるとありましたけれども、文科省からも10月、11月に意向調査がありました。私どももこの意向調査で現在この補正で挙げているものについては、申請をさせていただいておるところです。金額としましては、もしこれが通れば、大体1億3,000万円程度の補助金は獲得できるのではないかと考えています。

笹木慶之委員 そうすると全体が見えなくなりましたが、全体金額からまず1億3,000万円程度の補助金が出ると。その残った分について起債で借りるということですね。その借りたやつのおおむね60%が交付税

の算定対象としてフィードバックされると理解していいですか。

篠原企画部次長兼財政課長 今、説明の中で臨時交付金を認められれば、1億3,000万円程度が見込まれるという御説明だったと思います。これが対象事業費の3分の1という額です。ですから、1億3,000万円と仮定すれば、3億9,000万円のうち1億3,000万円が交付金で、残りの2億6,000万円が補正予算債100%充当等で、その元利償還金の60%が国税に算入されるということです。まずもっては、一つの枠が3億9,000万円という枠で、今の補正予算で見ていただきますと、10款2項、3項、4項を合わせますと7億5,500万円の工事費になっています。ですから、3億9,000万円から今度7億5,000万円のはみ出る部分については、充当率は100%交付税算入はゼロのいわゆる補正予算債という起債が当たることとなります。いわゆる資金手当が充実された起債が当てられることとなっています。

笹木慶之委員 それでもう一つ、先ほどの60%のフィードバックのことを言われたのは、それはどの部分ですか。

篠原企画部次長兼財政課長 対象事業費3億9,000万円から交付金の1億3,000万円を除いた2億6,000万円、これについて借り入れる部分、元利償還金の60%が交付税に算入されることになっています。

長谷川知司委員 この頂いた表の中で質問させていただきたいんですが、図書室などでオープンになったところがありますね。そういうところはどのように考えていらっしゃいますか。

吉岡教育総務課長 現在、図書室がオープンスペースにあるという学校があります。具体的に申しますと高千帆小、小野田小、本山小、厚陽小・中、竜王中で、全部で五つのオープンスペースにある図書室があります。本山小、竜王中に関しましては、ほかの空き教室に図書室を移設するとい

うことを今検討しております。また残りの高千帆小、小野田小、厚陽小・中については、この図書スペースをカーテンで覆って、その時期は冷房機能あるいは暖房機能を効率良く運用すると考えているところです。

長谷川知司委員 そのことについては、実際の現場の学校は了解されているわけですか。

吉岡教育総務課長 教室等の移動に関しては当然学校との協議の中で進めています。カーテンについても、順次説明をしているところです。

宮本政志委員 先ほどの笹木議員の質問に関連するんですけど、来年の夏までと一応目標として言われたんですけど、仮に万が一来年の夏が無理で、もし年をまたいだ場合に、例えば補助金が少し減額されるなり、消費税も2%上がりますし、そういった考慮をこの時点でしていらっしゃるんですか。全く考えずに来年の夏ということで、消費税が仮に延びて2%上がろうと、補助金が年度をまたいで多少下がろうと、年度またぐことを考慮しなくて大丈夫ですよと前提だけで言っているのかをお聞きしたい。

篠原企画部次長兼財政課長 先に消費税のお話をしたいと思います。今国のほうでは、消費税率8%から10%、これは平成31年の10月に引上げを予定されています。その経過措置といいますか、6か月以上前の工事契約で引渡しが10月1日を越えて、今であれば8%で契約して半年以上経過した後に完成したときに10%であった場合は、その8%のままという規定はありますので、消費税については大丈夫だと考えています。それから、このたびは合わせて繰越明許費という形で議案を設定させていただいています。本来、一般的であれば最初から年度を越す見込みがある場合は、債務負担行為を設定しての予算措置というのが一般的ですが、国の補正予算を見据えていますので、国の補正予算が平成30年度ということで本市においても平成30年度で事業費の全額を計上して、

それをそのまま繰り越すことで交付金も平成31年度になってもらえないとか、そういうことがないように、まだ詳しい通知は来ておりませんが、そういった対応もできるようにということで、このたびは補正予算を計上すると同時に全額を繰り越すという議案も上げさせていただいているところです。

森山喜久委員 エアコン設置について、私自身は昨年12月の一般質問で早くエアコンを設置しましょうという話をする中で、そのときたしか10年リースだったら6億円ちょっとの金額が掛かるだろうと答弁がなされた中で、最終的に7億5,000万円という計上をされてきたんですけど、実際熱源方式とかは今までどういうふうに教育委員会の中で議論してきて、検証されてきたのかというところがまだ見えませんので、その辺を説明してもらってよろしいでしょうか。

吉岡教育総務課長 熱源方式ということですが、原則来夏に間に合わせるという方針でした。その中で夏までに間に合うのかどうかを最優先で検討していたところです。まず電気については、受注の可能性のある業者に、来夏までの施工の工事費の算出に必要な見積書の提出を求めた場合には応じられるかと質問をしています。そのときに可能であるという回答が5社からありました。また、都市ガスにおいては、現在市が発注している入札です。工事の実際は管工事の分類になりますが、9月以降の市内の管工事の入札状況においては、埴生地区複合施設整備事業、市民館整備事業の入札において、辞退者が相次いでいます。そして、請負業者が決まっていない状況もありました。そのため、都市ガスにおいては、来夏に間に合わない可能性があるかと判断をしまして、当初断念しています。LPガスについても、工事については都市ガスと同じ管工事となりますので、同じように断念したところです。そのため、現在では全て電気でする方向で進めています。

森山喜久委員 今回の電気関係のものは応じられる可能性があるのは5社という

話だったんですけど、結局都市ガスとLPガスには問合せをしたのかしていないか。したのであれば、何社が応じられるって話になったのかそこを教えてもらっていいですか。

吉岡教育総務課長 ガスについては、事業者には聴取はしていません。

森山喜久委員 それは、都市ガスもLPガスも両方ということですかね。

吉岡教育総務課長 はい、おっしゃるとおりです。

森山喜久委員 先ほどLPガスのほうからも午前申請願がありました。実際、イニシャルコスト、最初の設備費用は高いという話をされながら、その後のランニングコストをいえばLPガスのほうが安いという話がありました。実際のところ、エアコンの設置になったときに電気関係の会社にしても都市ガスとかLPガスのほうからも、例えば営業とか提案とかも一切なかったということなんでしょうか。

尾山教育部長 都市ガスについては、山口合同ガスさんが、建設部に委任をしておるわけで、建設部に行かれて都市ガスの採用を検討してもらえないかという要望はされた事実があります。その中で建設部と合同ガスさんの話合いの中では、できるできない、間に合う間に合わないってことがあるので、どういう方法であれば間に合うのかっていうのを御提案いただけないでしょうかというのを建設部からお伝えをして、その場で合同ガスさんは一旦帰られまして、後日2、3週間たってお見えになられたときに、夏までの完成はできないというお返事を頂いて、それで両社が分かれたという状況でして、LPガスさんについては、要望書を今現在頂いているところです。できるかできないかっていうようなこともありますので、工程表などがあれば教えていただきたいなということで、高等学校の事例を頂いたというところです。現在、そういう状況です。



宮本政志委員 結局、ガスは、合同ガスのプロパンのほうも工法は多分同じだろうから、確認はせずに建設部が来夏までには間に合わないという判断をされたっていう解釈ですか。

尾山教育部長 先ほど言いましたように、他の工事での管工事の入札状況で今辞退が相次いでいるということと、合同ガスさんのそういうお返事であったということから現在に至っております。

宮本政志委員 そうするとまず判断を片方だけにするんじゃなくて、つまり合同ガスのほうだけの流れで判断するんじゃなくて、一応そのLPガス協会のほうにも無理なのかどうかっていうのは、やっぱり確認されるべきだと思うのと、それから先ほどの電気のほうは可能ですよね、来夏までに可能でしょうということですから絶対っていうわけじゃないんだと思うんですけど、一番優先は何なんですかね。例えば、来年の夏ということがその全てにおける最優先のことなのか、あるいはイニシャルコストやランニングコスト、そういったものが一番なのか。つまり、来年の夏に付けばイニシャルコスト、ランニングコストも関係ないという流れなんですかね。一番最優先がもう来年の夏、7月ってことなんですか。

尾山教育部長 最優先は来年の夏に間に合わせるということです。当初は、9月議会で詳細なランニングコストの比較を含めた導入調査をということとで補正予算を提出して御決議いただいたところですが、その後も考え方を変更しまして、夏に間に合わせる順位を一番上に上げたものですから、ランニングコストのことはもう検討は外して今進めているところです。できるところの熱源でやろうとやっているところです。

宮本政志委員 ということは、来年の夏に間に合うということがある程度保証されれば、一応LPガス協会にも聞いてどうでしょうということで、LPガスのほうもプロパンガス協会のほうも間に合うでしょうという回答がもし出てくれば、検討事項になるっていう解釈でいいんですか。

尾山教育部長　そういったところの保証、絶対完成させられるということを子どもが確認できましたら、検討のそ上には上がると思いますが、これは今請願でも審査対象事業となっていますので、慎重に配慮しながら判断しなければいけないと考えています。

宮本政志委員　例えば、基本的には全市と考えていらっしゃるんですか。例えば全市全部が電気若しくは全部がガス、あるいは一部電気一部ガスと。そこまではまだ検討していらっしゃるんですか。

尾山教育部長　現在申し上げられますのは、設計は今時点では全て電気で進めているという状況ですが、現実にはLPガス協会様から要望書が提出されているという状況です。

宮本政志委員　そうすると、先ほど部長がおっしゃったようにガス協会のほうにも話を聞いてみて間に合います、大丈夫でしょうというような話になれば、一応比較検討していくと。今度、比較検討していくには、多分両方に合いますよって言うのであれば、恐らくイニシャルコスト、ランニングコストとかいろんな違う他の項目で検討していかれるとは思いますが、この電気のほうは可能ですよというのは、また公共工事で、例えば発注して市と契約をするのに、全国で新聞に出ていましたけれど17万個とかかなりの数が一度に商品発注とか工事発注を掛けてくるというのも新聞にも出ていますよね。そうすると、そういったことが原因で遅れる可能性があると思うんです。しかし、今そういったこと以外であらかたその可能という業者も設備業者も押えていますよ、持っていますよ、若しくは商品の搬入に関してもある程度ルートがあって確保できますよ、そういったところの根拠で来夏まで可能ですというふうにその電気関係のほうはおっしゃったんですよね。ある程度根拠があっておっしゃったんでしょ。

尾山教育部長 工事を発注する上では、工事費の予定価格を積算して、それ以下で札を入れた会社で、最も安値で、最低ラインを下回ってはいけません。その業者と契約をするということです。その予定価格を算出するに当たっては、まずは山口県単価というのが最優先される。県が公表している単価を採用し、次に刊行物、書物に載っている数値があれば、それを採用します。それにもないものは業者に尋ねます、見積書を提出してくださいと。私どもは分からないので提出してくださいと頼みますので、そういうことを今後しますので御協力いただけますか、いつ頃までの設置を目指していますけど、これぐらいの数量で考えています、見積書提出いただけますかという連絡を取りましたら、山陽小野田市の場合は、これは1億円を超える工事ですのでジョイントベンチャーでやっていただくことになるんですが、そのジョイントベンチャーの親会社になれるのが特定建設業の許可を受けている業者になります。監理室に登録されているのが市内に5社あります。その5社がそろって提出をしましょうと意思表示をされているので、できると判断しているところです。

宮本政志委員 今のでよく分かりました。ということで、そのような電気のほうでお話をしたような内容で、LPガス協会のほうでも話をしてみても間に合いますよというお話が出るのであれば、検討していく姿勢ですということでもよろしいんですね。

河野朋子分科会長 なかなか難しいんですけれども、午前中に請願の件で参考人からいろいろ意見を聞いた中で、今回のこの補正予算とかなり関係が深くなってきたので、なかなか線引きも難しいんですけれども、その辺整理しながら。

笹木慶之委員 もう1回確認しておきます。今のJVの考え方、電気の考え方は分かりました。都市ガス、LPガスについては、先ほど言われたように管工事が、今事業量がいっぱいあって、なかなか進んでいないし、辞退もあったという経緯の中からということは分かるんですが、これも当

然 J V と思うんですね。管工事のほうもね。

尾山教育部長 1 億円を超えると、1 億 1 円以上だと J V になるということですので、電気とガスの工事の規模がどの値になるかで、必ず J V ということではないです。

笹木慶之委員 それはそれでいいんですが、私は分からんから聞いているだけで、なぜ尋ねなかったか、なぜ自主的な判断だったのかなというところ分からないんですよ。だから、J V になるかならないかは我々は分かりませんが、なる可能性があるならば、やはり問いただして了解を求めるべきじゃなかったかなという気がしているんですけど。それなくして自主的な市の判断で、過去の経過で判断したというところにちょっとクエスチョンが付くんですよ。だから、正されていけばそうなるの、となる。ところが、もう一つは、合同ガスさんが御提案されて、そして担当部署と協議されて、提案要求もされたが結果的に間に合わないと言われたという事実ですよ。これ当然管工事のことが主だと思うんですよ、一般的なことを考えれば。ただし、それはそこで置かれているということが、また次の問題との関係が出てくるわけで、いずれにしても私どもは審議して結論を出さなくてはならないわけですが、したがって一つ一つ確認していかないと、その方向性が見えないから聞いているわけですけど、さっき言ったなぜ自主的な判断をされたのかというところはどうか。

尾山教育部長 先ほど具体的に事業名を申し上げました埴生地区複合施設整備事業は、遅らせるわけにはいかない事業ですし、市民館の耐震改修事業も皆さん早い再開を待っておられる、市民の方々が。これを置いといてエアコンのほうに業者に優先して受けてくださいというのは私どもも申し上げられることではないと考えています。埴生地区の事業は教育委員会の事業でもありますので、これが一番、二番ということではありませんので、まずは先にスタートしている複合施設や市民館に、まずは業者

を決定してほしいわけです。なぜ決定しないかという、作業員はいるのかもしれませんが、現場を管理するトップの工事監理技術者がおられないから辞退されているわけなんです。そういう状況の中でガスのほうに重心おいて、入札をしていくことがどこまで実現性があるのかと。来年夏という期限がある中で、どこまでそれが達成されるのかということを考えますと、直接ガスの施工業者さんに聞いてはおりませんが、難しいのかなということで判断したわけです。

高松秀樹委員 間に合うのか、間に合わないのかという話は、請願を受けたときにガス協会は間に合いますとおっしゃって、それをもとに今後、請願の審査を進めていくんですが、その前に確認しておきたいのが、議決後にどういったスケジュールで7月の設置に向かうのかを教えてくださいと思います。

尾山教育部長 補正予算成立後のスケジュールですか。

高松秀樹委員 この補正予算議決後の7月設置までのスケジュールです。

尾山教育部長 今考えております見込みですけど、議会運営委員会のほうに今月11日の一般質問初日に議決していただけないでしょうかとお願いをさせていただいています。現在そうするとは決まっていないと聞いています。仮にそのようにしていただけるという前提で申し上げましたならば、この後、11日に成立しましたら、速やかにジョイントベンチャーの募集をします。それから入札するに当たって業者さんが応札額を決める見積りの積算期間を設けなくてははいけません。そうしたある程度長い期間を経て、入札を1月の下旬ぐらいに行いたいというスケジュール的な感覚です。その後、保証金なども納めていただいた中で、2月の中下旬に、3月議会との日程の調整の関係もありますので分かりませんが、2月の中下旬に本契約を結んで、正式にメーカーさんに業者が発注していただくというようなスケジュールを組んでおりまして、その後、数箇

月掛けて製造されたものが順次、山陽小野田市に運ばれてきて、設置工事が始まるということで見込んでいます。

高松秀樹委員 入札が1月下旬に行われ、工期が今の説明からすると2月下旬、または3月上旬から6月末という考えでいいんですか。今電気を中心に考えてらっしゃるということですが、電気で7月設置が間に合いますか。

尾山教育部長 電気技師が担当していますが、間に合うと言っております。

高松秀樹委員 議会運営委員会の中で、工事の場合に学校がありますので、土日祝日を中心に工事をしていきたいという話だったんですが、そうなるかと非常に工期がタイトになってきて、エアコンの工事は雨が降ったら動けないというのもあるんですが、そういうのを今見込んでいらっしゃるのか。僕の考えは学校側もちょっと対応していただくと期間内にできるのかなと思うんですが、その辺のお考えは今のところあるんですか。

尾山教育部長 市の電気技師とも相談していますし、学校にも協力のお願いは教育長よりさせていただいています。土日あるいは放課後の工事がメインとなると思いますし、やり方次第では、夏は今までエアコンがなかったですから、夏休みはもう絶対動かせませんでした。今後エアコンが付くので、エアコンが付いた学校では、夏休みでも都会では補習授業を行うということもされていますから、1学期の授業日を何日か空けていただいて、夏休みにずらして、その空いたところで集中的に工事することも可能ではないか、それもあるのではないかと考えています。

高松秀樹委員 部長の答弁の中でエアコンの付いた学校ではという発言があったんですが、私は7月には全学校、全教室に付くという理解なんですが、そうではないと思っていいですか。

尾山教育部長 申し訳ありません。ちょっと言葉が多うございました。6月の

完成で7月。一般論でエアコンの付いた学校では夏休み補習しておられるのでという意味で申し上げましたので申し訳ありませんが、全部付けるということで今計画しております。

長谷川知司委員 5社に聞かれたということですが、5社というのはどういう業者ですか。市内業者か、あるいは大手か。

尾山教育部長 市内業者と準市内業者です。

長谷川知司委員 暖房はどのように考えていますか。

尾山教育部長 エアコンですので冷暖房で、冬もエアコンで過ごすということです。

長谷川知司委員 その場合のトータルコストですね。電気は間に合うよと、もしガスのほうで間に合うのであれば、お互いのトータルコストがどうなのか。要するに耐用年数を含めて、処分費も含めて、何年、例えば10年サイクルでどっちがどうなのかという比較をされたほうがいいかなと思います。それからもう一つはリスク分散です。もし地震なり何かで電気が使えないとき、ガスであればある程度、一週間なり二週間使えるということもありますので、そういうリスク分散をどう考えてらっしゃるか。それと同時に、学校で全部エアコンにしたときにピークが上がるわけですね。そのピークカットをするためにも、ガスであればある程度電気の使用量が下がってくるわけですね。そういうことも含めた中でのトータルの電気とガスでの比較表というのがやっぱりないと、基本的にガスも間に合うという中で、それをされたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

尾山教育部長 今実施設計をしていますが、ここでは簡略的な調査をさせていただくということで、10月16日に開催していただきました全員協議

会で私が申し上げています。現在していますが、まだ出始めたばかりで、ちょっとそれをもってどうこうというのは論じられない状況ですが、いずれこの契約の中で提出していただきますので、その中で比較というのにはできますが、早い発注をとということで今設計を進めておりますので、御意見ごもつともと重々分かりますけれども、間に合うか間に合わないかを一番大切にしていますので、御理解いただけたらと思います。ですから、今LPガス協会さんから御要望を頂いていますので、いろいろこれから御協議をさせていただく機会もあると思いますので、そうした中で、どういうところを熱源はどうするかというのは考えていかなくちゃいけないと思っていますし、先ほど言いましたように、請願の審査の状況等も踏まえながら考えさせていただけたらと思います。

河野朋子分科会長 現時点ではランニングコストとか、そういったことが比較できるものは準備できてないということですか。

尾山教育部長 そうです。

長谷川知司委員 管工事につきましては、今言うように管工事の中でもガスというのは特殊なので、ある程度、ほとんど外注しますので、工事については現場監督ということも含めて外注も可能ですので、業者によってはできるかもしれませんので、再度確認することが必要かなと思います。設計が全部遅れて間に合わないのであれば仕方ないですけど、今言われる1月下旬に入札予定であれば、もうちょっと時間があり、できるかなとは思っているんですが、これは内部で検討されて、もし時間に余裕があるようであれば、ガスも検討課題に挙がると思います。ただ、暖房まで使うとなるとちょっとガスは弱いかなという気もしております。そういうことも含めてトータルコストの比較が、やっぱり私たちも知りたいと思います。

高松秀樹委員 工期の問題なんですけど、ちょっといたらんお世話なんですけ



れど、できるとおっしゃるからできるんでしょうけど、3月の頭から6月末までが工期ということは、4か月じゃないですか。4か月で土日祝日放課後を中心にしてやるって、4か月って120日しかないんですよ。それで、そのうちの土日祝日放課後で半分60日工事ができると考えたときに、今学校数見ると20校ありますよね。ということは単純計算すると一つの学校を3日で済ませることになります。本当に可能ですか。可能とおっしゃるので可能なんでしょうけど、東京理科大の件もあって工期が非常にタイトな状況で業者に依頼すると、業者もなかなかつらい部分があるので、是非教育長もいらっしゃるので、学校側の対応と部長も言われましたけど、しっかりその対応をしていただきながら、平日でもできる場所があればやっていかないと、最後の最後はいやこれちょっと間に合いませんでしたよねというのは、僕たちも面白くないし、もちろん子供にとってもよろしくないんで、そこは是非内部で協議をしてもらいたいと思います。

河野朋子分科会長 議論が錯そうしましたので、10分休憩します。

---

午後3時39分 休憩

---

---

午後2時49分 再開

---

河野朋子分科会長 それでは、休憩前に引き続き、分科会を再開します。先ほどの質疑を行いたいと思います。

笹木慶之委員 考え方の問題ですが、先ほど来から教育委員会のほうで説明がありました。もちろん、議会のほうも附帯決議までして、夏に子供たちのためにと最優先で考えて、必ずやるという決意を求めたわけですが、教育部長からもその方向性に間違いないと、それを最優先に考えた結果、今のような形の方向性であるということです。それはそれとして、間に合うということを前提に考えるならば、早く進んでももらいたいと思

います。ただ、一つ残る問題は、とは申せいろんな災害の問題があったときに、熱源の問題も考慮しなくてはならない問題だろうと。ひいては、地元業者の育成という立場からも、そういった観点に立った中で、これからしっかり参酌する、十分考慮して臨むというところについて、もう一度いいか悪いか、教育部長の考えをたします。

尾山教育部長 繰り返しとなりますが、これまでの公共工事の入札の執行状況なり、ガス会社様のお返事なり、そして電気関係の業者様のお返事なりを総合配慮して、オール電気で設計を進めておりますけれども、LPガス協会様から要望書が私どもに出しておりますし、議会にも請願をされておられるという状況の中で、ガスも間に合いますということであれば、そこら辺は十分に確認させていただきませうけれども、そうであるならば検討させていただきたいということですので、どれだけできるのか分かりませうけれども、現時点においては重々その辺の御要望踏まえて、今どうかというのは検討する段階ですから言えませうけれども、そういった姿勢で臨んでまいります。

笹木慶之委員 今の立場として、現況として精一杯の発言であろうと思います。そのことを私自身は信用して判断したいと思います。

河野朋子分科会長 少し余地があるということを確認されたようですけれども、ほかに質疑があれば。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしましたら、この審査番号④の内容については、一応審査が終わったということで、分科会を閉じたいと思います。お疲れ様でした。

---

午後 3 時 5 2 分 散会

---

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）1 2 月 5 日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 河 野 朋 子